

佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書の改訂概要…その①

章	内 容	備 考
※全体を通しての変更	<ul style="list-style-type: none"> ◇水道法施行令の改正に伴い『第 5 条』から『第 6 条』に変更となった記載を反映させた。 ◇二層ポリエチレン管の記載を『PEP』から『PP』に変更した。 	
第 2 章 『指定給水装置工事事業者』	<ul style="list-style-type: none"> ◇配管技能者について具体的な表を追加した。【P2-6、表 2-1 『一次側工事と必要な資格』】 	
第 3 章 『給水装置工事の事務手続き』	<ul style="list-style-type: none"> ◇3.5 工事申込に必要な書類『(3)公道部図面』『(4)宅内部図面』『(5)添付書類』について追記・変更あり。【P3-2～P3-4】 ◇『水道加入金取扱要綱』及び『手数料取扱要綱』（令和 2 年 12 月施行）について追記した。【P3-6、P3-7】 ◇『公道工事』『宅内工事』の給水台帳の様式変更に伴い、記載例を修正。 	<p>※『公道工事』『宅内工事』の給水台帳の様式変更は『付録』にも反映する。</p> <p>※『水道加入金取扱要綱』、『手数料取扱要綱』は新たに『付録』に追加する。</p>
第 4 章 『給水装置工事の計画・設計』	<ul style="list-style-type: none"> ◇設計水圧は原則 0.2Mpa とするが、実際の本管水圧は企業団管内で幅広く分布することから、 『平均最小動水圧から 0.05Mpa 引いたもの』として良いことを追記した。【P4-1】 	
第 5 章 『給水装置の構造及び材質』	<ul style="list-style-type: none"> ◇「配水管から水道メーターまでの給水管の指定材料」の修正。【P5-4～P5-6】 (分水栓付 EF サドル(PTC K13)追加 等) ◇第一止水栓の設置要件についての地域性(市町による設置義務、仕様の違い、他)を追記。【P5-9～P5-10】 ◇「既存のメーターボックスが官民境界から 2m 以上奥にある場合、企業団の係員に報告し指示に従い官民境界から 2m 以内に移設すること。」を追記。【P5-15】 	
第 6 章 『水の安全・衛生対策』	<ul style="list-style-type: none"> ◇記載内容の追記・変更 <ul style="list-style-type: none"> 『6.1 給水装置の耐圧』について一部修正。【P6-1】 『管内面の防食』について追記。【P6-6】 『異種金属管との接続』について追記。【P6-6】 『2 逆流防止装置』について追記【P6-8】 	

佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書の改訂概要…その②

章	内 容	備 考
<p>第7章 『給水装置工事の施工』</p>	<p>◇本管と同口径での給水分岐は条件と協議により認めることを記載。【P7-2】</p> <p>◇『7.3 給水管の使用材料』にて「(4)水路横断部等の露出部においては、別途ライニング鋼管の使用もできるが、外面を金属製ラッキングカバー等と保温材により被覆し、長期的に十分な耐候性を有する防食・防寒対策を行うこと。」と記載【P7-6】</p> <p>◇『3 有資格者の従事、監督』にて「公道工事の施工については管種及び施工方法により有資格者を配置し、施工に従事する者を監督しなければならない。」と記載。【P7-7】</p> <p>◇『図7-1 仕切弁・止水栓等の設置』の変更。【P7-10～P7-14】</p> <p>◇『4 メーターの設置位置』にて「(6)既存メーター位置が、官民境界より奥まった箇所にある給水装置における改造工事の際には、原則企業団と協議し官民境界付近へのメーター設置移設を行うこと。」と記載。【P7-20】</p> <p>◇『4 メーターの設置位置』にて集合住宅等の複数給水装置におけるメーター設置について内容を追記。【P7-21】 ⇒『7.11 集合住宅等の複数給水装置の施工について』を追加。【P7-32】</p> <p>◇『(8) 公道工事によるメーターボックスの設置の原則』を追加し、『公道工事により新たに給水管を引き込む際は原則としてメーターボックスとメーター止水栓の設置まで行うこと。』とした。【P7-21】</p>	
<p>第8章 『検査』</p>	<p>◇『8.3 水圧検査』水圧試験を1.75Mpaで1分保持⇒1.0Mpaで1分保持に変更する。【P8-2、P8-3】</p> <p>◇「静水圧測定」について検査方法を追記。【P8-3】</p> <p>◇『8.4 工事写真の提出』の工事写真の内容修正【P8-4、P8-5】</p>	
<p>第9章 『受水槽の取扱い』</p>	<p>◇『(1) 事前協議の免除について』を追加。⇒条件によっては事前協議を免除できることとした。【P9-2、9-3】</p>	
<p>第10章 『給水主管工事の取扱い』</p>	<p>◇『10.2 給水主管工事の適用条件』に『口径50ミリメートル以上』を追加する。【P10-1】</p> <p>◇『10.3 給水主管工事の施工条件』を『⑤給水主管の口径が50mmを超える場合、施工業者は、建設業法第3条第1項の規定により、水道施設工事業の許可を受けているものとする。』と一部記載を削除する。【P10-2】</p> <p>◇『10.6 給水主管工事の申請』に記載の『添付書類』の変更。【P10-3、P10-4】</p> <p>◇『10.7 給水主管工事の施工』に『⑨一般住宅を想定した分譲地の場合は原則として、境界2m以内にメーターボックスと直結止水栓を必ず設置し、直結止水栓用砲金キャップを取付けること。使用計画が不明である場合は、企業団に事前に協議し、承認を得て境界付近に第一止水栓を設置するものとする。』とする。【P10-4】</p>	<p>※「工事施工計画書」は提出不要となる。</p>

佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書の改訂概要…その③

章	内 容	備 考
<p>第 12 章 『3 階直結直圧式給水の取扱い』</p>	<p>◇『3 階以上直結直圧式給水の取扱い』⇒『3 階直結直圧式給水の取扱い』とする。</p> <p>◇『12.2 対象地域』に『企業団管内でも地域によって水圧に差があること、企業団の配水管整備計画等により将来的な配水圧に変化がある場合においても、安定的に給水が可能かを考慮する必要がある。』を追記。【P12-1】</p> <p>◇『12.5 適用要件』に『(3)設計水圧～(中略)～最小動水圧が 0.25MPa 以上ある場合において最小動水圧より 0.05Mpa を差し引いたものを設計水圧として水理計算を行うこと。但し、企業団の配水管整備計画等により将来的な配水圧に変化がある場合においても、安定的に給水が可能である設計とするため、事前に企業団に確認することが好ましい。』に変更。【P12-2】</p>	
<p>※『付録』の変更点</p>	<p>◇宅内工事・公道工事の台帳様式変更。【付-22、付-23】</p> <p>◇『土地家屋使用承諾書』の様式変更。(使用区分の記入欄を追加。)【付-25】</p> <p>◇『給水装置検査申請書』の様式一部変更。(『申請者(事業者)』に変更。)【付-27】</p> <p>◇『開発事業に伴う給水装置の設置に関する要綱』の全部改訂。【付-35～付-37】</p> <p>◇『給水主管工事届出書』の様式変更。(「承認番号」の記入欄を追加。「添付書類」から施工計画書を削除。)【付-39】</p> <p>◇『給水主管工事検査申請書』の様式一部変更。(『申請者(事業者)』に変更。)【付-40】</p> <p>◇『水道直結式スプリンクラー設備の設置に関する基準要綱』の一部改訂。(第 5 条(回答)を一部修正。)【付-62】</p> <p>◇『佐賀西部広域水道企業団給水装置工事 1 次側施工に係る取扱要綱』を未施行のため削除。</p> <p>◇『佐賀西部広域水道企業団水道事業給水装置の構造等の基準に関する規程』の全部改訂。付録への追加。【付-90～付-92】</p> <p>◇『水道加入金取扱要綱』『手数料取扱要綱』(令和 2 年 12 月施行)を付録へ追加。【付-93～98】</p>	